

JFBA 規約

審判員規定・試験要項・大会規定



日本フットベースボール協会

Japan Foot-Baseball Association

【2015年（平成27年）11月改訂版】

日本フットベースボール協会規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)
本会は、日本フットベースボール協会と称する。

第2条 (事務局)
本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

第2章 目的と事業

第3条 (構成と目的)
本会は、都道府県及び市単位で広くフット（キック）ベースボール競技を統括している団体を以て構成し、フット（キック）ベースボールを通して、スポーツの振興を図ると共に、青少年の健全育成に貢献し、活力にあふれたスポーツ社会づくりに寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)
本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1 フット（キック）ベースボールの普及、及び競技力の向上のため必要な大会、講習会、研修会の開催。
2 審判員指導者の育成、並びに公認資格の認定。
3 フット（キック）ベースボールに関する啓発、情報聴取、及び研修。
4 関係諸団体との連絡調整
5 その他、目的達成に必要な事業。

第3章 役員と理事

第5条 (役 員)
1. 本会に次の役員を置く

会 長	1 名
副 会 長	若干名
事 務 局 長	1 名
会 計	1 名
事 務 局 次 長	若干名
運 営 部 長	1 名
審 判 部 長	1 名
広 報 部 長	1 名

監	事	若干名
理	事	若干名

- 1) 会長は副会長の互選により推薦し、総会で承認を得る。
- 2) 副会長は支部長及び支部長経験者の中から会長が推薦し、総会で承認を得る。
- 3) 事務局長・会計・事務局次長・監事は会長及び副会長が理事の中から推薦し総会の承認を得る。
- 4) 運営部長・審判部長・広報部長は理事の中から事務局長が推薦する。
- 5) 理事は各支部長が推薦する。
- 6) 役員の任期は2年とする。

2. 名誉会長及び顧問

本会は必要により、名誉会長および顧問をおくことが出来る。
又、会長の諮問に応じ、会議に出席する事が出来る。

第6条 (役員の仕事)

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
3. 事務局長は、本会事務を掌理する。
4. 会計は、本会の会計を執行する。
5. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故ある時は職務を代行する。
6. 運営部長は、大会運営を担当し、運営部会を統括する。
7. 審判部長は、ルールに関する事項及び、大会の審判指導と育成を担当し、審判部会を統括する。
8. 広報部長は、本会の啓発宣伝と、資料提供、及び必要に応じ広報紙を発行する。
9. 監事は、本会の会計を監査する。
10. 理事は、運営部会・審判部会・広報部会の職務を分担する。

第4章 会 議

第7条 (会議の種類)

本会の会議は、理事総会、役員会、支部長会、及び部会とする。

第8条 (理事総会・役員会・支部長会・部会)

1. 理事総会は、本顔の最高議決機関であり、役員及び理事を以って構成する。
2. 役員会は理事総会に次ぐ議決機関で、会長、副会長、事務局長、会計、事務局次長、部長、監事を以って構成する。

3. 支部長会は会長、副会長、支部長、事務局長で構成され、主に支部間の情報交換と普及促進を行う。
4. 部長会は事務局長、事務局次長、各部の長で構成する。
5. 会長は必要に応じて、各種の会議を招集することができる。

第9条 (理事総会)

1. 総会は会長が招集し、原則年1回の開催とする。
2. 総会は理事の過半数の出席又は委任状で成立し、議決は出席理事の過半数を必要とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
3. 総会の議長は事務局長が努める。

第10条 (理事総会での議決事項)

1. 規約の改廃
2. 事業報告・決算
3. 事業計画・予算
4. 役員を選任
5. 各部会での議決事項の承認
6. その他の案件

第5章 会 計

第11条 (会費及び経費)

1. 本会の経費は、会費及びその他の収入を以って充てる。
 - 1) 団体加盟分担金（新規加入費、年会費）
 - 2) 全国大会参加費
 - 3) 公認資格料（審判登録料・更新料 等）
 - 4) その他（補助金、寄付金、等）
2. 新規加入金、年会費、全国大会参加料、審判登録料、更新料 等は別途基準を定める。
3. 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日迄の1年間とする。
但し、平成28年度に付いては、平成27年10月1日より平成29年3月31日までの18か月とする。

第6章 補 則

第12条 (委任規定)

本規約に規定しない事項については、理事会の会議を経て別に定めることができる。

《付 則》

この規約は平成27年11月28日の総会議決により直ちに発行する。

- (改 定) 平成12年 5月28日
- (改 定) 平成13年 5月27日
- (改 定) 平成13年11月25日
- (改 定) 平成14年11月 3日
- (改 定) 平成18年11月18日
- (改 定) 平成24年11月24日
- (改 定) 平成27年11月28日

審判員規定

第1章 総 則

第1条 【目 的】

この規定は、日本フットベースボール協会（以下「本部」と言う）の審判員の資質と技術の向上を図り、フット（キック）ベースボールの健全な発展を図ると共に、競技を公正かつ円滑に実施せしめるため、審判員の認定に関する事項について定める。

第2条 【審判員の認定】

各支部が行う資格試験（以下「試験」と言う）に合格し、且つ、登録した者を審判員として認定する。

第3条 【審判員の区分】

審判員は次のとおり区分する。

- (1) 1級 審 判 員
- (2) 2級 審 判 員
- (3) 3級 審 判 員

第2章 審判員の試験

第4条 【試 験】

試験は筆記及び実技について、別に定める審判員資格試験実施要領に基づき行う。

- (1) 1級審判員の試験を受けることができる者は、2級審判員の資格を取得し全国大会主審を2大会以上経験し、審判部長の推薦を得ていること。
- (2) 2級審判員の試験を受けることができる者は、3級審判員の資格を取得し、1年以上の審判実務の経験を有した者。
- (3) 3級審判員の試験を受けることができる者は、年齢が満16歳以上の者とする。

第5条 【試 験 申 請】

前条に基づき、試験を受けることができる者は、支部が定める審判員資格試験申請書に受験手数料を添え、支部協会（連盟）に申請するものとする。

第3章 審判員の登録

第6条 第4条に定める試験し合格し、登録を申請しようとする者は、「氏名、住所及び電話番号の審判員合番号」を記載した申請書及び登録料を添え各支部より協会に提出するものとする。

第7条 【登録】

協会は、前条の申請があった時は、同条第1項に掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日を記載して登録を行う。

第8条 【公認審判証の交付】

協会は、前条第1項の登録を行ったときは、審判員証及び審判員章を当該申請者に交付する。

第9条 【登録の更新】

審判員の登録は、当該審判員の申請により更新する事ができる。

- (1) 審判員の登録の有効期限は、登録年度から1年毎とする。
- (2) 審判員ワッペンの更新は5年毎とし、費用は千円とする。(現状2015迄)
- (3) 前項の裁定により、当該審判員申請書並びに審判証に登録更新手数料を添え協会に提出するものとする。
- (4) 協会は前項の申請があったときは、特別の理由がない限り、登録の更新を行い、且つ、審判員証にその旨を記載して返還する。
- (5) 更新に関わる事項は支部扱いとする。
- (6) 新規登録時期は毎年4月1日とする。

第10条 【変更の届け出】

審判員は審判員証の記載事項の変更又は紛失があったときは、あった日から速やかに、支部経由で協会にその旨を届出るものとする。

第11条 【登録の抹消】

審判員につき、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、協会は当該審判員の登録を抹消し、当該審判員にその旨通知するものとする。

- (1) 審判員から登録の辞退の申請があった時。
- (2) 第9条2項の手続きをしないで、有効期限内に更新しない場合、及び協会が登録期間満了の通知を行い、3ヶ月以内に更新しないとき。
- (3) 審判員が死亡したとき。

- 第12条 審判員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、協会は役員会議を経て、当該審判員の資格を停止し、又は登録を抹消することができる。
- (1) 審判員証を他人に利用させたとき。
 - (2) 審判員として著しく権威を失墜する行為があるなど、不相当と認められるとき。

第4章 審判員の義務

- 第13条 **【義務】**
審判員は、支部が定める講習会又は研修会には自主的に参加しなければならない。
- (1) 審判員は、自己の審判技能の向上につとめるとともに、競技大会の審判委員又は競技委員として、積極的に参加しなければならない。
 - (2) 審判員は、競技大会の審判を行うときは、常に審判員証及び審判員章を携行しなければならない。

第5章 規定の変更等

- 第14条 **【規定の変更】**
この規定は、総会の議決によって変更することができる。

- 第15条 **【登録手数料等】**
- (1) 1級審判員認定登録手数料（新規）（500円／1年）
 - (2) 1級審判員認定登録手数料（更新）（400円／1年）
 - (3) 2級審判員認定登録手数料（新規）（400円／1年）
 - (4) 2級審判員認定登録手数料（更新）（300円／1年）
 - (5) 3級審判員認定登録手数料（新規）（300円／1年）
 - (6) 3級審判員認定登録手数料（更新）（200円／1年）
 - (7) 審判員章再交付手数料（300円／1回）

- 第16条 本部は日本フットベースボール協会内の会長が指名する場所に置く。

【付 則】

この規定は、平成27年12月1日から適用する。

〈改 定〉 平成12年 5月28日

〈改 定〉 平成13年 5月27日

〈改 定〉 平成18年11月18日

〈改 定〉 平成24年11月24日

〈改 定〉 平成26年11月29日

〈改 定〉 平成27年11月28日

資格試験実施要領

第1条 【目的】

この要領は、日本フットベースボール協会（以下「本部」と言う）審判員規定第1条に定める審判員の認定に関し、同規定第2章第4条に定める試験業務を円滑に遂行するための事項について定める。

第2条 【試験の実施】

実技及び筆記試験は各支部において実施する。

第3条 【試験の区分】

審判員資格試験は、つぎの区分により行うものとする。

- (1) 1級審判員資格試験
- (2) 2級審判員資格試験
- (3) 3級審判員資格試験

第4条 【試験の内容】

筆記試験および実技試験は、審判員規定および日本フット（キック）ベースボール競技規則について、協会が認定する資格級に基づいたものとする

第5条 支部協会は試験終了後30日以内に合格者を決定し、本部へ名簿を提出する。本部は速やかに本人宛、合格通知書と公認審判員証を交付する。

第6条 自己又は他人のため、不正な方法により、試験を受け、又は受けようとした者に対して協会は、試験を受けることを禁じ、又はその合格を無効とすることができる。

第7条 受験者は試験場内においては、すべて試験係員の指示に従わなければならない。

【付 則】

この規定は、平成26年12月1日から適用する。

大会規定

第1条 【大会の種類】

大会は原則として、毎年、全国選手権大会とするが役員会に於いてこれを変更することもある。別に理事会の決議を得れば、特別の記念大会を開催することもある。

第2条 【大会の会場及び期日】

大会の会場及び期日は、理事会で選定する。

第3条 【大会役員】

大会の運営は、次の大会役員が協力してその任に当たる。

名 誉 会 長	・・・	J F B A 会長の推薦	1 名
会 長	・・・	J F B A 会 長	1 名
副 会 長	・・・	J F B A 副 会 長	若干名
実行本部長	・・・	J F B A 事務局長	1 名
実行副本部長	・・・	J F B A 事務局次長	2 名
運営本部長	・・・	J F B A 運営部長	1 名
審判本部長	・・・	J F B A 審判部長	1 名
広報本部長	・・・	J F B A 広報部長	1 名

第4条 【競技役員】

競技役員は、次の役員が協力してその任に当たる。

実行委員長	・・・	協会支部長又は理事（開催地）	1 名
運営部長	・・・	支部協会運営部理事（開催地）	1 名
運営副部长	・・・	支部協会運営部理事（開催地）	1 名
審判部長	・・・	支部協会審判部理事（開催地）	1 名
審判副部长	・・・	支部協会審判部理事（開催地）	1 名
広報部長	・・・	支部協会広報部理事（開催地）	1 名
広報副部长	・・・	支部協会広報部理事（開催地）	1 名
会場総責任者	・・・	支部協会又は理事（開催地）	1 名
救護部長	・・・	支部協会又は理事（開催地）	1 名

第5条 【競技運営委員】

競技委員は、次の委員が協力してその任に当たる。

運営部	}	・・・ 支部協会が任命した委員。
審判部		
広報部		
救護部		

第6条 【大会参加の案内と参加申込み】

大会参加の案内は、10月～11月定例理事会で開催要項を発行し、その後、協会より配布される所定の参加申込書（選手団名簿）に必要事項を記入し6月末日までに協会事務局宛提出する。選手の登録は選手として参加できる者であれば25名まで登録ができ、又、ベンチ入りもできる。但し、選手としてのメンバーは15名以内とする。

※申込書は、記念誌作成や障害保険に適用する為、正確に記入しなければならない。

第7条 【参加資格及びチームの編成】

本会に加入登録済みの団体チームとする。

- 1 チーム編成メンバーは、いかなる場合も二つのチームに重複する事は出来ない。
- 2 メンバーは同一服装でなければならない。

第8条 【審判員】

大会の運営上、各団体とも原則として1チーム2名以上の審判員協力要請があるが審判員は、年度中に行われる協会及び支部主催の審判講習会を受講した審判員有資格者でなければならない。

第9条 【記録員】

原則として支部（開催地）から選出し、大会経過記録、得点結果表示表の任にあたる。

第10条 【救護員】

救護員は当該団体がチーム編成時に組み入れ、選手と共にベンチ内に入り、健康状態や安全管理の任務にあたる。但し、大会本部（大会役員）が承認した者に限定する。

第11条 【メンバー表】

規定のメンバー表に必要事項を記入し、申込書との合致を確認し、3枚すべてを試合開始10分前までにコート責任者へ提出しておくこと。

第12条【背番号】

チームの主将を10番とし、以下1～25番迄とし、同一チームに同一の背番号が無いこととする。

第13条【競技時間の短縮】

大会開催の天候により、グラウンド等の条件から、50分の競技時間を短縮する事がある。

第14条【競技規則】

前述の規定の他、競技場の特別ルール以外はすべて本協会より平成25年1月発行の「フットベースボール・ルールブック」を適用する。

第15条【組合せ】

大会の組合せは、毎年6月開催の大会前支部長会議に於いて、同一団体間での対戦を極力避けるため予選に限りシードする。

第16条【失格と没収】

出場メンバーに不正がある時は、そのチームを失格とし、出場を認めない。

又、試合中若しくは試合終了後に不正が発覚した時は、大会本部の協議により没収ゲームを宣言することがある。

この場合、相手チームは勝者の取り扱いを受ける。

第17条【競技方法と順位の設定】

(競技方法)

- イ) 予選リーグ/決勝トーナメントとも5回戦40分とするが、決勝トーナメントの準決勝及び決勝戦のみ7回戦50分とする。各試合、規定時間を過ぎて新しいイニングに入らないこと。又、規程時間5分前を過ぎての作戦打合せは認めない。
- ロ) トーナメント戦で同点の場合はワンアウトで前回攻撃最終キッカーを2塁ランナーとし、試合を再開する。(最長2回まで行う)。
決着がつかなければ、タイブレーク・引き分け抽選規定を適用する。
(ルールブック第6版29ページ第6項参照)
- ハ) 優勝決定戦は延長戦とし、最長2回まで行う。決着がつかなければ、上記ロ)トーナメント戦同様のタイブレーク・引き分け抽選規定を適用する。

(順位の決定)

- イ) 優先順位 : ①勝敗、②勝ち点 (コールド勝者=5点、勝者=4点、引き分け=3点、敗者=2点、コールド敗者=1点)、③当該チームの勝者、④総得点差 (総得点-総失点)、⑤総攻撃回数の少ないチーム、⑥最終試合出場メンバー 11 名による抽選。
- ロ) 試合時間制限を設けている場合、規定時間に達した時に3回を終了しなくても、得点差が10点以上つけば、コールド試合の事務処理をする。
- ハ) 初日、何らかの事情で開催が出来ない場合は翌日の成績で行なう。
- ニ) 2日目に何らかの事情で開催が出来ない場合は前日少の成績で行なう。(消化試合の一番少ないチームに合わせる)
- ホ) 上記 ハ) ニ) の場合、最終順位決定は大会本部に委ねる。

第18条 【表彰】

1～6位までを表彰する。

第19条 【事故】

行事中の事故については、主催者、開催者(開催地協会)において責任を負わない。
※支部責任において スポーツ傷害保険に必ず加入しておく事。

第20条 【会場準備】

開催地において行うが役員・委員は決められた時間に会場に、準備に当たること。
又、開催地支部より協力要請があれば参加支部はこれに応じる。

第21条 【雨天】

雨天等、大会の決行が危ぶまれる時は、下記の役員を実行本部長が招集し、決行か中止かを協議の上、実行本部長が決定する。
但し、大会会長が承認した団体責任者は協議に参加できる。

本部長
副本部長
実行委員長

運営部長
審判部長
広報部長

【附 則】

本大会規定は平成27年12月1日より発効する。

- ・改定 平成13年 5月27日
- ・改定 平成13年11月25日
- ・改定 平成14年11月 3日・
- ・改定 平成22年 5月22日
- ・改定 平成24年11月24日
- ・改定 平成27年11月28日